

訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会（第1回）
議事要旨

日時：平成29年2月27日（月）14：00～16：05
場所：3号館4階総合政策局局議室

1. 訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会の設置について
 - 事務局より、資料1「訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会の開催について」を説明。

 - 竹内委員を座長として選出。

2. 訪日誘客支援空港の公募要領、認定基準等について
 - 事務局より、資料2「地方空港におけるLCC等の国際線就航加速パッケージ」、資料3「訪日誘客支援空港」の公募要領（案）および資料4「訪日誘客支援空港の認定基準」（案）を説明。また、参考資料1「地方空港におけるインバウンドの概況」と参考資料2「地方空港におけるインバウンドの拡大に向けた取組」を配布。

 - 各委員からの主なご意見は、以下の通り。

認定基準について

- ・ 空港セールスの戦略として、トランスファー（乗継）に特化するという売り出し方をすることもできる。そのような空港に対する評価はどうするのか。
- ・ (資料4「概要」について)「国によるちょっとした支援」とは、具体的にどういったものを想定しているのか。
- ・ 訪日誘客支援空港の認定基準について、地方自治体と空港との連携体制の評価の比重を高くすべきではないか。
- ・ (資料4「目標」課題分析について) 近隣空港との兼ね合いを意識しつつ、自県のポジションを分析し、どのような旅客をターゲットとするかを明確にすべきだと思う。
- ・ (資料4「就航」航空会社との調整について) エアラインとの就航交渉に関しては、空港単独でセールスを行ってもあまり成果はない。また、外国エアラインからすれば、同地域の様々な地方自治体がばらばらに空港のセールス

に来るのは迷惑な話であるため、航空会社との交渉体制は重要である。

- (資料4「観光」需要創出について) プロモーションについては、こちらから例示することにより手法の硬直化や創意工夫を損なう恐れがあるため、記載しない方が良いのではないか。
- (資料4「観光」需要創出について) 国際線の需要創出および維持にはアウトバンドの観点が必要であるため、その点について考慮されていることは評価できる。
- (資料4「観光」について) 需要の綿密な分析を行うと共に、日本の観光が対外的にどのように受け止められているのかを適切に把握する必要がある。
- (資料4「体制」広域連携について) 複数空港の連携は重要であるが、地方空港どうしでのイン・アウトは少ないため、広域移動の片方は首都圏や関西国際空港が拠点となっている場合がほとんどである。インとアウトのどちらかだけでも地方空港が担っているのであれば、評価できないか。
- (資料4「加減要素」について) 基本要素の評価への配点が100であるのに対し、加減要素にて最大40の加点ができるのは、割合が大きすぎる。これでは最終的な決定基準がコンセッションになってしまう恐れがあるのではないか。
- (資料4「加減要素」について) コンセッションの加点が大きいが、訪日誘客支援空港の認定と、コンセッションの推進のつながりを教えて欲しい。コンセッションをするとエアラインとの就航交渉が容易になるのか。それともコンセッションを推奨したいがために、訪日誘客支援空港の認定に際して大きく加点するのか。

申請書について

- (P13「地元の連携体制」について) 会議体の設置状況について、開催回数のみでは実態をとまなう組織であるかの確認ができないため、実態についても記載させるべきである。
- (P10「プロモーション」について) 申請書の「観光」のプロモーションの欄については、近年伸び率の著しいマレーシアやタイといった東南アジア諸国も記載すべきである。また、現在は割合の小さい欧米諸国へ旅客獲得のために働きかけをするのは評価すべきだと思う。
- (P9～13について) 評価基準および申請書の「観光」カテゴリについて、プロモーションについて尋ねるのみならず、多言語対応等を含む受入体制についても確認すべきである。
- 最終的な成果の現れ方は、認定空港に新規就航もしくは増便があるか否かに絞られると思うので、その点の評価配分を大きくすべきではないか。

- 申請書について、自分たちが拠点とする空港を中心に置きどのくらいの視野で地域間・空港間の連携を考えているかを視覚的に確認できるものを提出させてはどうか。
- 申請書について、様式を細かく指定しすぎると発想を縛る要因にもなり、審査する側の負担も大きい。申請者に多くを記述させるよりも、プレゼンを見て評価する、程度のスタンスではいけないだろうか。

3. 今後の進め方

○竹内座長より、今後の活動について以下の通り説明。

- 公募要領に関しては、本懇談会にて出された意見を踏まえた上で、最終的に事務局と座長にて決定する。
- 認定基準等については調整後の案を委員と調整する。